

札幌市都市公園維持管理業務仕様書（その２）

前田森林公園等

1 目的

札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 2 項の 1 及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱第 8 第 2 項の 1 規定のとおり、業務の具体的内容等、管理業務の詳細を定める。

2 内容

次ページ以降、指定管理者が提出した管理業務の計画書（以下、「計画書」という。）を以って、札幌市都市公園維持管理業務仕様書（その 2）（以下、「仕様書（その 2）」という。）とする。

3 留意事項

- (1) 計画書本文における「～します。」及び「～に努めます。」等、計画としての内容については、「～する。」及び「～に努める。」等と読み替えるものとする。
- (2) 業務仕様書（その 2）に記載のあるもので、「札幌市都市公園指定管理者業務仕様書」及び「各都市公園維持管理業務特記仕様書」の内容と異なる業務を行う場合は、軽微なものを除き事前に札幌市と協議の上実施すること。
- (3) なお、計画書において、実施不可能な提案及びその他仕様書（その 2）として、不相当と思われる記載内容は削除している。

管理業務の計画書

第14公募

前田森林公園・星置公園・明日風公園・山口緑地



公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム

目次

1 総括的事項に関する取組	1
(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標	7
(1) -1 基本方針	7
(1) -2 事業目標	9
(1) -3 持続可能な社会の実現に向けた取組	11
(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組	12
(2) -1 平等利用確保の方針	12
(2) -2 平等利用確保の取組項目	12
(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等	14
(3) -1 取組についての基本的な考え方	14
(3) -2 緑化協会におけるこれまでの取組・成果	16
(3) -3 当公園におけるこれまでの取組	18
(3) -4 当公園における今後の取組	18
(3) -5 当公園における電力の調達を予定している小売電気事業者	19
2 統括管理業務の実施内容	20
(1) 管理運営組織の確立	20
ア 責任者の配置、組織の整備	20
イ 従事者の確保、配置	29
ウ 人材育成・研修計画	38
エ 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上	40
(2) 管理水準の維持向上に向けた取組	44
(2) -1 組織的な情報共有の取組	44
(2) -2 業務の見直し等の組織的な取組	45
(2) -3 管理における情報共有と業務の改善	47
(3) 第三者に対する委託の方針	49
(3) -1 具体的な再委託業務	49
(3) -2 再委託の適正確保のための具体的方策	49
(4) 市民との協働、地域等との連携による取組	51
ア 市民との協働や地域等との連携	51
イ 札幌市等との連絡調整	52
(5) 財務	53
(5) -1 資金管理に関する基本的な考え方	53
(5) -2 現金等取扱に関する基本的な考え方	53
(5) -3 現金取扱規程	53
(5) -4 現金等取扱に関する事故防止システム	54
(5) -5 インボイス制度について	54
(5) -6 現金等取扱に関して、事故・不祥事が発生した場合	54
(6) 苦情対応	55
(6) -1 苦情等対応の基本的な考え方	55
(6) -2 苦情等対応の具体的な手順	55
(6) -3 苦情等の対応システム・フロー	57
(7) 記録・モニタリング・報告・評価	58
(7) -1 記録・モニタリングに関する基本的な考え方	58
(7) -2 セルフモニタリングの具体的な実施方法	59
(7) -3 事業等の報告、事業評価について	60
3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容	61
(1) 維持管理業務計画	61
(1) -1 総括的事項	61
(1) -2 施設・設備の維持管理	63
(1) -3 植物管理	71
(1) -4 運動施設等の管理	84
(2) 仕様書等との差異	85
(2) -1 維持管理基準表との内容・数量比較	85

(3) 防災業務計画.....	88
(3) -1 防災業務の実施方針及び役割分担.....	88
(3) -2 防災訓練計画.....	90
(3) -3 事故・災害発生時の対応方法.....	90
(3) -4 消防法への対応.....	95

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容 97

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画.....	97
(1) -1 取組の基本的考え方.....	97
(1) -2 利用促進に関する具体的な実施計画.....	98
(2) マナー啓発に関する業務と実施計画.....	105
(2) -1 取組の基本方針.....	105
(2) -2 具体的な取組の実施計画.....	105

5 利用者サービス等に関する取組 108

(1) 有料公園施設の利用促進計画.....	108
(1) -1 有料公園施設利用促進の基本方針.....	108
(1) -2 利用促進の取組内容.....	109
(1) -3 有料施設利用の実施要領.....	110
(2) 自主事業への取組.....	114
(2) -1 取組の基本的な考え方.....	114
(2) -2 取組の具体的内容.....	115
(3) 公園の課題把握及び理想像の実現.....	120
(3) -1 公園の課題及び懸案事項に対する公園の理想像.....	120
(3) -2 理想像の実現に向けた自主事業等の取組について具体的な内容.....	121
(4) 年度別自主事業売上げ目標.....	121

6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について 122

(1) 既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保.....	122
----------------------------------	-----

7 類似業務の実績 123

(1) 指定管理業務の実績.....	123
(1) -1 緑化協会.....	123
(1) -2 スペース・デザイン.....	123
(1) -3 マルミプラス.....	123
(2) 他公園・施設等における維持管理業務、その他緑化関連事業の実績.....	124
(2) -1 緑化協会.....	124
(2) -2 スペース・デザイン.....	125
(2) -3 マルミプラス.....	125
(2) -4 横山造園.....	125

8 札幌市内の企業等の活用について 130

(1) 活用についての考え方.....	130
(1) -1 札幌市内の企業・団体を活用する理由.....	130
(1) -2 札幌市内の企業・団体の中での優先事項.....	130
(2) 活用に向けた具体的な取組.....	130

9 その他（都市公園の管理運営に関する提案事項） 131

(1) 適正な業務執行について.....	131
(1) -1 個人情報等の適正な取扱いについて.....	131
(1) -2 円滑な引継ぎ対応について.....	131
(2) 記念日等を活用した企画の実施について.....	131
(2) -1 こどもの日（5月5日）に行う企画について.....	131
(3) 当公園の管理運営についての提案.....	132
(3) -1 公園施設等の修繕、処置等について.....	132
(3) -2 その他の提案.....	133

1 総括的事項に関する取組

(1) 管理運営業務の基本方針、事業目標

都市公園の管理運営に関して、施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針、事業目標を記して下さい。

1 総括的事項に関する取組

はじめに～ 各公園・緑地の特性の整理

1) 公園・緑地周辺地域の特徴

札幌市都市公園指定管理者の第1 4公募単位は、小樽市と石狩市に隣接する手稲区の前田森林公園（総合公園）、星置公園と明日風公園（いずれも地区公園）、山口緑地（都市緑地）の4つの公園・緑地（この4公園・緑地を、以下「当公園」といいます。）で構成されています。

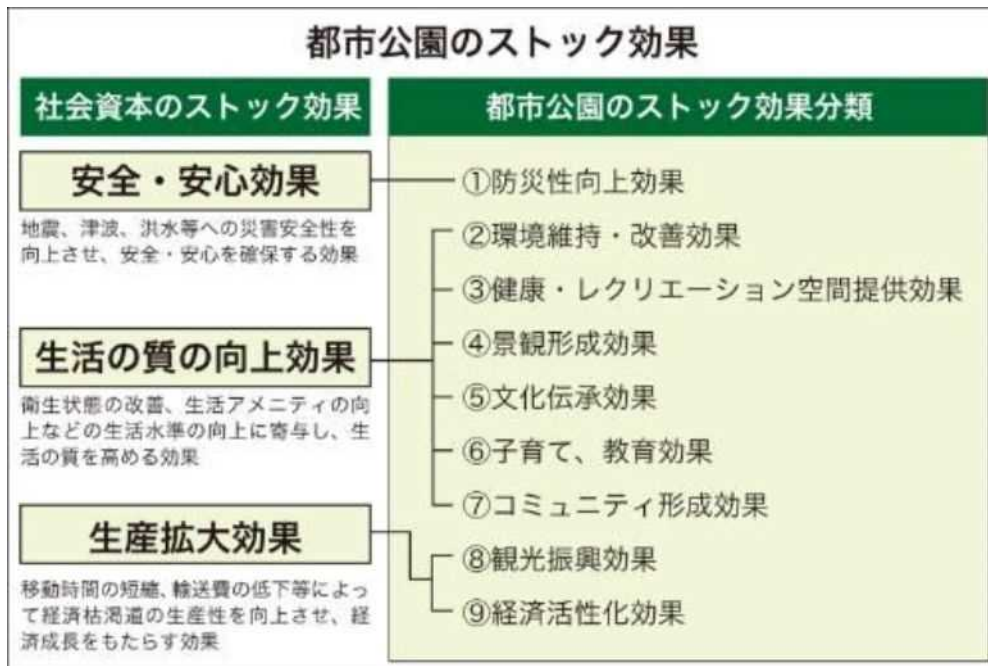
令和5年度からの5年間の新たな業務計画を策定するにあたり、当公園をとりまく環境の特徴とそれぞれの公園の持つ特性について、商圈調査や土地価格調査で使用される「半径1km圏調査」を参考に、以下のとおり整理しました。



2) 当公園がもたらすストック効果の整理

平成28年5月、国土交通省では、公園が市民に与える多面的な効果を「都市公園のストック効果」として整理・分類し、公園管理者がその効果を高め、都市の住環境形成における公園の価値向上を図ることができるよう、「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」が公表されました。

札幌市においても、平成28年度の札幌市緑の審議会の答申をうけ、平成29年3月に策定された札幌市建設局の「札幌市公園整備方針（案）」においても、札幌市における公園のストック効果が記載されています。



(※ 国土交通省「都市公園のストック効果向上に向けた手引き（平成 28 年 5 月）」より抜粋)

令和 5 年度からの 5 年間の新たな業務計画を策定するにあたり、当公園にはそれぞれの効果分類が該当するかを再確認し、それぞれの公園が有する特徴を記載します。

3) 「主要公園の管理運営のあり方について」をふまえた管理運営

(1) 管理運営の基本的な考え方

令和 2 年 2 月に策定された札幌市建設局の「主要公園の管理運営のあり方について」において、札幌市における公園のストック効果の記載とともに管理運営の基本的な考え方が示されています。

【管理運営の基本的な考え方】

- ① 公園の特性に応じた管理運営を行う
- ② 公園の魅力を高める
- ③ 持続的な管理運営を行う



(※ 札幌市建設局「主要公園の管理運営のあり方について（令和 2 年 2 月）」より抜粋)

(2) 公園の基本的な機能の把握と集客機能を踏まえた検討

「主要公園の管理運営のあり方について」においては、管理運営の基本的な考え方を定めるうえで、公園の基本的な機能の把握と集客機能を踏まえた検討の必要性が示されており、前田森林公園も主要公園のひとつとして位置づけられています。

	機能	評価指標
基本的機能	環境保全機能	● 樹林樹木面積
		● 水面面積
	都市景観機能	● ランドマーク・特色ある植栽の有無
		● 景観要素
		● 利用冊件数(写真撮影)
	運動・レクリエーション機能	● スポーツ・健康関連施設の有無
		● 子どもの遊び場の有無
		● レクリエーション・文化関連施設の有無
	コミュニティ機能	● 地域団体数
		● 自主事業イベント数
		● 利用冊件数(遠足・校外学習)
	集客機能	● 自主事業外イベント数
● 駐車場台数		
● 立地条件		
● 市民認知度		
● 広場・遊遊地としての利用年数		



前田森林公園

【総合公園】

	機能分析結果	概略
基本的機能	環境保全 ***	● 緑被率は 85.6%、樹林樹木の割合が高く、豊かなみどりの資源を有する。 ● カナルなどの豊かな水資源を有する。 
	都市景観 ***	● 手稲山に向かって伸びる 600mのカナルと両側に立つポプラ並木を固有のランドマークとして保有 ● 手稲山への遠景、湿地ビオトープなどの水景を景観要素として有する。 ● 独特の景観を活かし、写真撮影等の利用頻度が高い。 
	運動・レクリエーション **	● 野球場、サッカー場、パーク・バットゴルフ場など、市民の健康・スポーツ活動を支えるストックの存在 ● 市民のレクリエーションを支える炊事広場の存在 
	コミュニティ ***	● 前田森林公園凸凹クラブ、手稲森林パークゴルフ同好会といった公園に関わる市民団体の存在 ● 市民団体と連携した自然観察会や工作コーナーの運営など、自主事業イベントの実施数が非常に多い。 
	集客機能 **	【広域的な集客交流の場】 ● 市中心部からの距離はあるが、駐車可能台数が多く、車両でのアクセス性が比較的高い。 【札幌のシンボル性】 ● 「環状夢のグリーンベルト構想」の拠点公園のひとつとして何も無いところから「森林」が作りだされ、10年間かけて造成された。

(※ 札幌市建設局「主要公園の管理運営のあり方について(令和2年2月)」より抜粋)

令和5年度からの5年間の新たな業務計画を策定するにあたり、「主要公園の管理運営のあり方について」が示す管理運営の基本的な考え方と公園の基本的な機能の把握と集客機能を考慮し、効果的・効率的で持続可能な管理運営を検討するという視点で、それぞれの公園が有する特徴を記載していきます。

自然観察や環境学習、スポーツ・レジャー、壮大な景観をもつ観光資源、市民協働の場として、多様な利活用ができる総合公園

札幌市の環状グリーンベルト構想の一拠点であり、昭和62年8月に一部供用を開始して以降、平成18年3月まで順次拡張され、最終的な現在の公園面積は59.7haに及び、モエシ沼公園、円山公園、平岡公園に次ぐ広さで、手稲区のシンボルとなっている公園です。

公園の半分は約7万本の様々な樹木で構成された森林で、林床に集う様々な野鳥や昆虫などの生物と樹林が織りなす四季の自然風景が楽しめます。

公園造成前は畑だった土地で、公園内の樹木のほとんどは公園整備に合わせて植栽されたものです。最初の植樹から数えて39年が経ち、元々畑だった豊かな地味と新川河口に程近い水利が樹木の生長を促し、人工林ながら今では森林公園の名にふさわしい自然豊かな樹林帯を形成しています。

① 自然あふれる環境

公園の半分を占める樹林地は、植栽樹木のみならず鳥などから運ばれた実生木も39年の間に生長して自然林の様相に近づいてきており、林床に咲く野草類、野鳥やエゾリス、昆虫類等の多種多様な野生生物も観察できることから、愛好家や市民団体の自然観察や撮影、教育機関の自然環境学習の場として季節を問わず利活用されています。

② 美しい景観

公園北側に位置する展望ラウンジから望む手稲山に向かって、全長600mのカナルが一直線上に伸びる壮大な景観は、来園者アンケートでも最も気に入った場所として人気があります。展望ラウンジ前庭は整形形式庭園となっており、仕立てオンコが整然と配置され、展望ラウンジやサンクガーデン（沈降花壇）と画家の三岸好太郎も描いた水盤とが織りなす風景は中世ヨーロッパの庭園を思わせる景観です。

この魅力的な景観は、観光ポスターやドラマ、ミュージックビデオ等のロケ地のみならず、ウェディングフォトの撮影場所としても使用されており、知名度も高まっています。



③ レジャーやスポーツの場

園内には、思い思いの遊びに興じることができる芝生広場や、野球場（2面）・球技場（1面）等のスポーツ施設が整備されています。また、南側拡張区域（南エリア）には、ながめの丘やひろびろ原っぱなどの広場や27ホールのパークゴルフ場、バーベキュー広場があり、子どもから高齢者まで多くの人々に楽しまれています。

④ 市民協働の場

近隣住民によるボランティア活動が活発な公園で、当公園を活動拠点とする複数のボランティア団体の活動が定例化しているほか、カナル清掃活動のボランティアイベントが定着するなど、その活動は自己実現や地域社会への貢献にとどまらず、管理運営にとって不可欠なものにまで拡大しています。



市民参加のカナル清掃ボランティアの様子



公園ボランティア団体主催の観察会の様子

市民の健康増進、三世代が交流するコミュニティ形成の場

手稲区西部に位置する、平成元年から平成3年にかけて整備された面積6.2haの緑あふれる地区公園です。公園周辺は住宅地で、交通量の多い下手稲通に面しており、園内には屋内スケート場があるほか、野球場、テニスコート、健康遊具やウォーキングコース等が整備されています。

① スポーツ、健康増進の場

市民の健康増進を目的に造成された公園で、野球場、テニスコートといった有料運動施設に加え、19種類に及ぶ健康遊具が設置されています。冬季は園内のスキー山を近隣小学校の子ども達が多く利用しています。



② 近隣住民の交流の場

星置公園周辺の宅地造成から30年以上が経過し、近隣住民の高齢化も見られますが、新しくマンション等もでき、若い世代の利用者も見られます。公園を活用した町内会催事では子どもから高齢者まで幅広い年代の利用があり、三世代の交流の場となっています。



さまざまな遊具が数多くある、子育て層に人気の、地域住民の憩いの場

手稲区の新興住宅街「明日風地区」に平成22年に造成された、面積4.8haの開放的な地区公園です。園内にはテニスコート2面と、9ホールの無料パークゴルフ場が設置されています。人気の徒渉池は、夏には水遊びを目的とした子どもたちでにぎわいます。



① 子どもたちの交流の場

明日風公園には多くの遊具があり、常に子ども達でにぎわう場所となっています。周辺住宅地は造成からまだ10年ほどの新しい地域で、若い家族層が多く見られ、親子でのレクリエーションの場として活用されています。

② 近隣住民の交流の場

町内会による様々なイベント会場となっており、近隣商業施設と連携した夏祭りも開かれています。開放的な設計の公園は、人の集う場所として活用されています。



ごみ処理場跡地を利用した環状グリーンベルト構想の拠点

山口緑地は、札幌市の環状グリーンベルト構想における、前田森林公園と並ぶ手稲緑地ゾーンの拠点であり、「人と自然が共生できる、レクリエーションの森の創造」をコンセプトとして、ごみ埋め立て処理場跡地を利用して造られた広さ44.1haの都市緑地です。

札幌市では「さっぽろふるさと森づくり」事業として市民協働で植樹を進め、新たな森が形成されつつあります。

当緑地内には2か所のパークゴルフ場があり、西コースは、平成11年度にオープンした面積3.6ha、27ホールのコースです。

また、東コースは、平成21年6月にオープンした面積15.3ha、45ホールとクラブハウスを併設した本格的なコースです。

いずれのコースも高齢者が利用の中心で、健康増進やコミュニケーションの場として活用されています。

平成27年度には西エリアが部分オープンし、芝生広場や大型複合遊具を利用する家族連れも訪れるようになり、平成30年からは、バリアフリートイレや自動販売機、休憩場所を併設した管理棟がオープンしたことにより、利便性が向上し、利用者が増加してきています。



山口緑地パークゴルフ場 東コース



山口緑地西エリア



山口緑地西エリア管理棟



(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標

(1) - 1 基本方針

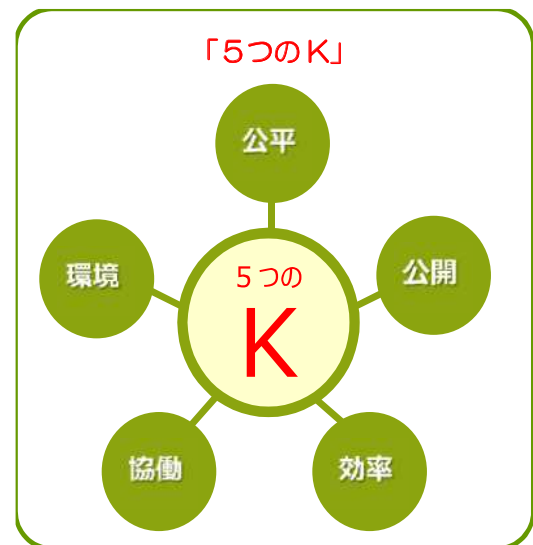
管理運営の基本方針

当公園の特性を生かした効率的な管理運営を目指して、私たちは「公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム」（以下、「当コンソーシアム」といいます。）を平成 26 年度から組織し、構成団体による分業・連携協働体制をとって当公園の指定管理を担ってきました。

令和 5 年度から5年間の当公園の管理運営にあたり、今まで培ってきた構成団体による連携・協働体制を最大限に活かし、今まで以上の緊密な相互連絡と情報共有を徹底し、当公園の適正な管理運営に努めます。その構成メンバーと主要な業務分担は次のとおりです。

- **公益財団法人札幌市公園緑化協会**（以下、「緑化協会」といいます。）
代表団体として、当公園の総合企画運営・普及等業務を担当
- **株式会社スペース・デザイン工業**（以下、「スペース・デザイン」といいます。）
星置公園及び明日風公園の維持管理業務を担当
- **マルミプラス株式会社**（以下、「マルミプラス」といいます。）
山口緑地パークゴルフ場西コースの維持管理業務を担当
- **株式会社横山造園**（以下、「横山造園」といいます。）
山口緑地西エリアの維持管理業務を担当

札幌市の貴重な財産である当公園の特徴を最大限に生かし、多くの市民に利用していただけるよう、当コンソーシアムは代表団体である緑化協会の運営方針である「公益性5つのK」を基にした「管理運営の基本方針」に従って、当公園の管理運営を行っていきます。



公益財団法人札幌市公園緑化協会の《理念》と《運営方針》

《理念》

私たちは、札幌市民との相互信頼のもと、みどりを通じた心豊かな持続可能なまちづくりの実現と、みどり豊かな札幌の次代への継承に貢献します。

《運営方針》

上記理念の実現のため、次の『5つのK』を柱とし、指定管理者として公園の価値と市民の満足度の向上につなげます。

「5つのK」

公平

公園・施設でのサービスの提供においては、平等・公平を最優先して、単なるサービスに留まらず、誰に対しても思いやりと感謝にあふれた真のホスピタリティを目指します。

公開

社会情勢の変化や市民のニーズに対して迅速で的確な対応をとり、公正で透明性のある、開かれた公園・施設の運営に努めます。

効率

長年の公園・施設管理において培った実績・ノウハウを基に、長期的な視点と即対応の視点の両面から、公園・施設の効率的・効果的な管理運営を行い、経費の削減と安定した質の高いサービスを実現します。

協働

ボランティア等の市民協働による公園・施設管理を推進するほか、ファン、リピーターを増やす取組により、公園・施設を核として地域の人や資源のつながりを創り出すことで、地域の活性化に貢献します。

環境

環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷低減や生物多様性保全への取組を維持・向上させ、市民の財産であるみどりを次代へ継承します。

管理運営の基本方針

1. 平等・公平な利用の機会を確保し、公共の福祉増進の場としての利用効果を高めます。
2. 関係法令・条例等を遵守し、利用者や市民の声の反映に努め、開かれた管理運営による安全で安心、快適な利用環境を提供します。
3. 資源・施設の長寿命化を念頭に置き、効率的な管理運営による経費削減を図り、安定した質の高いサービスを提供します。
4. コミュニティ活動の拠点の一つと位置付け、市民や関係諸団体・機関との連携・協働を推進し、資源の積極的な活用を図り、活動の場としての魅力を高めます。
5. 利用者が豊かな自然に触れ、憩いと安らぎを感じられる自然環境を提供します。
6. 地域の健康づくり・スポーツの拠点としての価値を向上させ、公園の利活用につなげます。
7. 公園の特徴的な景観を重視した管理に取り組み、公園の魅力と価値を高めます。
8. 地域の防災拠点として災害への備えを進め、安心して利用できる公園づくりに取り組みます。

(1) -2 事業目標

当公園の管理運営にあたっては、その特徴を踏まえ、前述の当コンソーシアムの基本方針を基に以下の4つの事業目標を立て、各種の事業に取り組みます。

1 さまざまな公園利用者が安心して利用できる安全な公園づくり（各公園共通）

① 対応マニュアルによる接遇レベルの向上とバリアフリーサービスの向上

- ・公園利用者対応マニュアルを基にしたスタッフ研修の実施により接遇レベルの向上を図ります。
- ・車いすの無料貸出や手話案内マニュアルの設置等のバリアフリーサービスを準備するほか、子ども、高齢者、障がい者、外国人など様々な方々が公園を気軽に利用できるよう、パンフレットや掲示物、ホームページなどの情報ツールのユニバーサルデザイン化をすすめます。

② 公園利用時の事故防止と地域の防災拠点としての自然災害への備え

- ・ハザードマップを作成・更新し、公式ホームページでの公開や受付や休憩場所等への掲示を行い、公園利用時の安全に係わる情報を利用者に発信します。
- ・広域避難場所（大規模火災対応）に指定されている前田森林公園では、職員全員が普通救命講習を受講し、火災や地震を想定した防災訓練を実施するほか、非常用持出備品を用意して災害に対応する体制を整えます。

2 自然豊かな森林環境を生かした環境教育の場の提供と環境保全の両立（前田森林公園）

① 公園利用と自然環境保全のバランスに配慮した管理手法の構築

- ・当公園の貴重な自然環境や生態系が織りなす景観を守り、育て、後世に継承していくために、気候変動や森林環境の遷移に対応しながら、生態系サービスや生物多様性などに配慮した管理を行います。
- ・景観・公園利用の両面に配慮した草地管理作業や樹木管理作業を行い、来園者に憩いと安らぎをもたらす景観づくりを進めます。特に春の北海道を彩るエゾエンゴサク、キバナノアマナ、ニリンソウ等の美しい野生草花群落の保全に配慮した管理に取り組みます。

② 身近な自然体験の場の提供と価値向上

- ・園内の植生管理・保全により、樹木、草本植物、昆虫、鳥類など、自然の様々な姿を身近に観察できる豊かな森林のある公園としての価値を高めます。
- ・前田森林公園で活動中の「前田森林公園凸凹クラブ」が実施する自然観察会で森林公園の四季の移り変わりを身近に観察して頂く機会を設けるほか、「トンカチ広場」をはじめとした親子や子どもを対象とした自然体験イベントの実施を推し進め、身近に自然体験ができる場の提供と価値の向上を図ります。

③ 季節に応じた公園の自然情報の発信

- ・休憩舎をインタープリテーションの場（探鳥や自然観察に興味を持つ利用者が情報を得る場）として利活用し、当公園で生育している動植物の情報に関する紹介パネルや写真、標本等の展示、外来生物等についての分かりやすい解説等を展示します。
- ・公園利用時の動植物の観察マナーや注意事項を啓発し、自然環境の保全に努めます。

3 各公園施設の特性を活かし、魅力を向上させ、「公園の強み」を発揮する取組

① 観光資源としての価値向上

- ・前田森林公園のカナールとポプラの先に手稲山を望む雄大な眺望景観や、道内最大級の大パーゴラ（藤棚）の満開のフジの花景色を広く広報・PR することで、観光資源としての価値を高めます。
- ・フジの開花時期に合わせてフジが咲き匂う園内景観のすばらしさを体感できるイベントを開催するなど、来園のきっかけづくりを継続し利用促進に努めます。

② 生涯スポーツの場としての利用価値の向上

- ・公園のみどりに囲まれたスポーツ施設（野球場・球技場・テニスコート・パークゴルフ場）で安全に気持ちよくスポーツを楽しめるよう、良好な状態に維持管理します。
- ・公園で森林浴を楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、ジョギング、ウォーキング、歩くスキーなどを対象としたラリーカードの発行を継続し、生涯スポーツの場としての利用価値を高めます。

③ 冬季公園利用の促進への積極的な取り組み

- ・利用者が少なくなる冬の公園利用を促進するため、初心者から上級者まで幅広く利用できるクロスカントリースキーコース（クラシカルコースやスケーティングコース）の整備やレンタルスキーの貸出に力を入れます。
- ・スノーモービルでボートをけん引するスノーラフティングボートの運行、スノーシューのレンタル等を行い、気軽にウィンタースポーツや冬の公園を楽しめるアクティビティを拡充し、一年を通じた公園の価値向上を図ります。

4 地域コミュニティ活動の場としての公園利用の活性化による連携と協働の拡大

① ボランティア活動参加へのきっかけづくり

- ・カナール清掃を中心とした体験型ボランティア活動を開催し、市民が気軽にボランティア活動に参加するきっかけづくりや新たな活動の場の提供、他のボランティア活動へ参加促進を図ります。
- ・清掃や除草などを行う企業ボランティアについても積極的に受け入れます。

② ボランティア団体活動への支援

- ・前田森林公園で活動中の「前田森林公園凸凹クラブ」、「前田森林公園クリーンボランティア」、「手稲プレーパークの会」及び明日風公園の「フィオーレ」との連携を深め、各団体の活動を積極的に外部に広報します。
- ・各団体の自主的活動をより活性化できるよう人的・物的支援を行います。

③ 地域や周辺教育機関の公園を利用した活動への支援

- ・近隣町内会による星置公園や明日風公園での地域イベントへの協力・支援を行います。
- ・周辺地域の教育機関（小中学校、高等養護学校、札幌手稲高校、北海道科学大学等）の授業や課外活動を受け入れ、公園の教育的利用に積極的に協力・支援し、地域や教育機関との良好な関係を構築します。

(1) - 3 持続可能な社会の実現に向けた取組

当コンソーシアムの代表企業である緑化協会は「持続可能な2030年までの開発目標（SDGs）」に賛同し、将来にわたって、誰もがやすらぎや生きる喜びを感じられる場所を提供できるよう、公園を安全・快適に保ち、環境保全や健康・福祉等の取組を積極的に実施します。



緑化協会のSDGsへの主要なアクション

<p>適切な公園管理 みどり豊かな都市づくり</p>	<p>誰もが 利用しやすい 環境づくり</p>	<p>環境保全 環境教育</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく公園管理 ・災害対応 ・人や環境にやさしい植物管理 ・レクリエーションや交流の場の提供 ・人と人、人と緑のつながりづくり ・ボランティアとの協働 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・平等利用の確保 ・バリアフリー対応 ・多言語対応 ・接遇研修 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少植物の保護 ・観察会 ・環境展示 ・子どもたちやボランティアによる調査 ・小学校等の実習受入 ・侵略的外来種防除 等 
<p>気候変動対策</p>	<p>資源の有効利用</p>	<p>働きやすい 環境づくり</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量の削減 ・冷暖房の節約 ・エコドライブ ・産業廃棄物の適正な処理 ・フロン類の適正使用 ・ボイラーの適正管理 ・グリーン購入 ・雪の利活用 ・雨水浸透型花壇 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・植物リサイクル（堆肥、チップ、クラフト素材） ・廃食油回収 ・機械等の長期利用 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止 ・安定雇用 ・子育て支援 ・女性の活躍 ・研修助成制度 等 

個別の取り組みについては、1（2）平等利用の確保に向けた考え方と取組（P.12）、1（3）地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方（P.14）、3（1）維持管理業務計画（P.61）、4事業の計画及び実施に関する業務の実施内容（P.97）、5利用者サービス等に関する取組（P.108）に詳記します。

(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

都市公園における平等利用の確保の方針及び取組項目を記してください。

(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

すべての利用者に対して公平・平等・公正なサービスを提供することは、公共施設である公園の管理運営において最も重要な基本事項であると当コンソーシアムは考えます。

当コンソーシアムでは当公園において平等な利用機会を確保するため、次のとおり方針を定め取り組めます。

(2) - 1 平等利用確保の方針

公の施設の利用について規定した地方自治法第244条第2項（正当な理由なく利用を拒んではならない）、及び第3項（利用に際して不当な差別的取扱いをしてはならない）を遵守し、年齢や障がい、性別、主義・主張、思想・信条、民族や言語、社会的地位や身分の違い、その他不当な理由によって公園の平等利用が妨げられることのないよう、全スタッフに対する教育を徹底して、当公園の適切な管理運営を行います。

特に、配慮が必要な障がい者に対しては、障害者差別解消法の趣旨に則り、公園・施設において不当な差別的取扱いをすることのないよう、また、施設等の利用の際の要望・申し出に進んで対応し、合理的な配慮を行うことで「困りごと」の解消に努めます。

(2) - 2 平等利用確保の取組項目

■ スタッフへの教育指導の徹底

当公園における平等利用の確保のため、サービス接遇検定、バリアフリー講習をスタッフに受講させます。公園という公共の場において、「思いやりと感謝の気持ちで等しく利用者に接する」という基本的な心構えを学び、様々な状況への対応について習得し、接遇のレベルアップを図ります。

また、特定の個人・団体に対する不当な利用拒否・利用制限などの差別的取扱いや、逆に便宜を図る等の特別扱いや優遇など、対応に注意を要する具体的事例をミーティング等において全スタッフで学び、平等利用の確保を図ります。

■ 違法・不正行為の防止

日常の管理にあたっては、犬のノーリード、落書き、放火、器物の損壊、植物の盗掘、ゴルフ、花火や火気の使用、無許可の占用使用など、公園での様々な違法・不正行為や不審行為に対する予防対策を検討して実施します。上記行為が発生した場合は、迅速に状況を把握した上で、指導、通報・報告、事態の打開・原状復旧等の対応を適切に行い、必要な再発防止策を講じます。

■ マニュアルの作成・共有

公園・施設、特に有料施設の利用にあたっては、取扱マニュアルを作成し、全スタッフに周知徹底します。

■ その他の具体的取組

利用者が可能な限り同じサービスを受けられるように、公園管理の質を一定水準に保つとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点も意識して業務に取り組みます。

① 配慮が求められる方々に対する利用環境の整備

- a 管理事務所等に備える車いすは、適切な点検整備に努めるとともに、気軽にご利用いただけるよう貸出案内を公式ホームページや園内掲示でお知らせします。
- b 海外からの利用者の利便に配慮し、外国語の園内サインの充実にも努めるとともに、公式ホームページを多言語表記とし、公園リーフレットを和英併用表記します。
- c 公園・緑地内の障がい者用駐車スペースの適正利用のため周知に努めます。
- d 会話によるコミュニケーションが困難な状況に備え、筆談やコミュニケーションボード等による利用案内を準備します。
- e 園内の案内表示等は、分かりやすいピクトグラムや、配色を含めたユニバーサルデザインの導入などにより、誰もが利用しやすい公園環境の創出・維持に努めます。
- f 子育て中の方々が快適に利用できるよう、前田森林公園管理事務所でミルク用のお湯を提供します。
- g アンケート収集は幅広い年齢層を対象に、公園利用に反映させていきます。
- h スタッフのネームプレートはひらがなで大きく表記し、小さな子どもでも名前が確認できるようにします。

② 利用環境の継続的改善と適切な情報提供

- a 園路の不陸や段差などは、日常の巡回点検によりいち早く把握し、迅速に復旧・改善に努め、安全で平等な利用環境の確保に努めます。
- b 故障や修繕により施設等が利用できない場合は、復旧時期や代替利用の案内など必要な情報提供に努めます。
- c 公園利用届等の情報に基づき管理作業のスケジュールを調整するとともに、利用者が過度に集中しないよう、可能な範囲で利用調整をお願いします。
- d 公式ホームページやソーシャルネットワークサービスを活用し、公園利用の基本情報のほか、四季折々の景観や樹木・草花の情報、イベント・プログラムの情報など、利用者のニーズに応える情報を分かりやすく提供します。
- e インターネットを利用されない方に不公平感が生じないよう、広報誌、マスコミ、フリーペーパー等への情報提供、園内掲示など、多様な情報提供に努めます。

③ イベントや自主事業等における平等利用の確保

- a 講習会等の参加受付が定員を超えた場合には、不公平がないよう抽選を実施します。また、先着順で受付の場合も、事前に幅広い情報提供を行い、不公平感を与えないようにします。
- b イベントなど通常とは異なる公園利用の際には、一般の利用者に不都合や不利益が生じないよう、事前にイベント内容を周知し、当日の対応などを適切に実施します。

④ 利用者の声の適切な反映やマナー啓発等の取組

- a 公園・施設の利用に関する苦情や改善等の要望を受けた時は、その内容を記録・整理し、利用環境の改善に役立てます。また、これらの申し立てによって差別や取扱いの差異が生じないよう、適切な対応に努めます。
- b 誰もが気持ちよく公園施設を利用できるよう、利用者のマナー向上に取り組みます。具体的な取組内容は、本計画書「4（2）マナー啓発に関する業務と実施計画」に記載します。